

第 2 回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」論点整理

(1) 歴史的公文書の定義

- 歴史的公文書の定義は、事務局案のとおりとする

(2) 歴史的公文書の選別基準

- 具体的な選別基準については、24「その他知事が必要と認める公文書」を「その他、歴史的価値を有すると認められるもの」に修正し、その他は事務局案のとおりとする
- 選別する時期は、事務局案のとおりとする
- 選別の対象とする保存期間は、事務局案のとおりとする
「ただし、1年または5年のものであっても、選別の基本的な考え方や留意事項に該当する重要なものと思われるものは選別の対象とし、重要と思われるもの以外でもサンプル保存という方法も検討する」という部分を大事にすることを強く要望することとする
- 永年保存区分の取り扱いは、事務局案のとおりとする
- 選別する方法は、事務局案のとおりとする
ただし、各課が一次選別をする場合は「迷ったら残す」こととし、判断がつかなければ二次選別に回すことを徹底すべきことを加えることとする

(3) その他の意見

- 本委員会は高知県庁の公文書を対象に報告書を取りまとめるが、高知県全体の公文書についての出発点になるようなものにすべきである
- 将来的には、いかに整理・保存して、公開の態勢を整えるかが重要である
- 将来に向けて、専門職員を複数置くなどの課題がある

→上記の本委員会における結論やご意見を踏まえて報告書(案)を事務局において作成し、第4回検討委員会に提案させていただきたいと考えています。